

◎消えるボールペンで書かないでください。

婚姻届

令和 6 年 5 月 1 日 届出

千葉県我孫子市長 殿

受理	令和	年	月	日			
第	号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(1)	氏名	夫になる人 あびこ いちろう 氏 名 我孫子 一郎	妻になる人 てがぬま ゆきこ 氏 名 手賀沼 雪子
	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 西暦 55年 4月 1日 <input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 西暦 58年 11月 3日 <input type="checkbox"/> 平成
(2)	住所	<input type="checkbox"/> 同右 千葉県我孫子市東本町1丁目1番5号	
	(住民登録をしているところ)	レイクハイツ101号	
(3)	本籍	茨城県取手市福田	千葉県柏市中央1丁目
	(外国人のときは国籍だけを書いてください)	1819 番地 5	321 番地 1
(4)	父母及び養父母の氏名	父 我孫子 太郎 母 我孫子 花子	父 手賀沼 正男 母 手賀沼 洋子
	婚姻後の夫婦の氏を選択してください	新本籍 (左の <input checked="" type="checkbox"/> の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 千葉県我孫子市南我孫子1丁目1 番地 番	
(5)	同居のとき	令和元年 5 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日)	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日)
	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6.仕事をしている者のいない世帯	
(7)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	その他	<input type="checkbox"/> 新本籍の表示は街区符号	
届出人署名		夫 我孫子 一郎 印	妻 手賀沼 雪子 印
事件簿番号		住所を定めた年月日	連絡先
		夫 年 月 日	夫 000-0000-0000
		妻 年 月 日	妻 000-0000-0000

令和 年 月 日	午前 時 分 受領
夫	<input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未来庁
妻	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 本籍確認済
使 者	<input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
送付	
確認	通知

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- この届は、休日・祝日・夜間でも提出することができます。(不備の状態によっては、受理できないことがありますので、あらかじめ戸籍係窓口で審査を受けるようにしてください。)
- 届書は、1通でさしつかえありません。
- 届出人欄及び証人欄の押印は任意です。
- 届出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

署名 (※押印は任意)	鈴木 優 印	佐藤 忍 印
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 西暦 20年 1月 1日 <input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 西暦 50年 5月 3日 <input type="checkbox"/> 平成
住所	千葉県流山市幸町一丁目 2197 番地 28	茨城県取手市寿町三丁目 5 番 15 号
本籍	千葉県流山市幸町一丁目 2197 番地 28	茨城県取手市寿町三丁目 5 番地 番

◎証人は成年に達している方二人それぞれ署名してください。住所・本籍も必ず記入してください。

マイナンバーカードについて
住所・氏名に変更がある場合は、マイナンバーカードの券面記載事項変更手続きが必要となります。なお、マイナンバーカードに、署名用電子証明書の機能を搭載している場合、住所・氏名に変更があると、署名用電子証明書は失効します。マイナンバーカード等については、住所地の市区町村役場でお手続きください。

住民異動届について
住所が変わる方は、別に住民異動届(転入届、転居届、世帯変更届等)の手続きが必要となります。婚姻届と同時に住民異動届を出すときは、「住所(2)欄」に新住所、新世帯主を記入してください。なお、閉庁日(土・日曜日、祝日等)や時間外は住民異動届の受付はできませんので後日届出願います。

- 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 選択した氏の人が戸籍の筆頭者ではない場合
ご夫婦で新しい戸籍を作ります。どこに本籍を置きたいか、ご希望の本籍地を必ずご記入ください。
 - 選択した氏の人がすでに戸籍の筆頭者の場合
その戸籍に配偶者が入籍しますので、新本籍は空欄にしておいてください。
 - 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合
新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍地を書いてください。氏を選択は不要です。
- ※新本籍を置く市区町村役場に必ず希望する本籍の表示について確認し、その表示で記入してください。

- 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものは含まれません。
- 署名は婚姻前の氏名で必ず本人が自署してください。
- 平日の昼間に連絡の取れる電話番号をお書きください。